

東京土建三鷹武蔵野支部開催 石綿作業者特別教育

修了証発行：東京労働局登録教習機関 職業訓練法人 東京土建技術研修センター

全ての建築物等の解体・改修時には、石綿含有建材の有無を事前に調査することが義務となっています。さらに、2022年4月からは①延床面積80㎡以上の建築物解体工事・②請負金額100万円以上の改修工事では、届け出が義務となりました。これにより、建物に石綿があるとみなして作業を行う「みなし工事」が増加し、自治体などによる現場への立入調査も増えています。石綿がある現場や「みなし」の現場で作業する全ての労働者は、「石綿作業者特別教育」を事前に受講する必要があることから、講習会を開催します。是非、この機会に受講しましょう。

※現場責任者の方は石綿作業主任者の受講が必要です

【講習名】 石綿作業者特別教育（安全衛生規則 36 条/石綿使用建築物等解体等業務特別教育規定 27 条）

【と き】 2026年11月15日（日）

【会 場】 東京土建三鷹武蔵野支部会館（三鷹市上連雀 7-33-8） Tel:0422-47-9101

【受付開始】 9：30

【講習時間】 10：00～16：00予定 ※遅刻厳禁、開始時間に遅れると受講できなくなります。

【受講料金】 組合員 4,000円
未加入者 10,000円（組合費込）

既組合員の方は受講後に申請で
4,000 円のお祝金がでます！

【講習の内容】

- ①石綿の有毒性
- ②石綿等の使用状況
- ③石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④保護具の使用法⑤その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

【受講資格】 18歳以上であること

【申込み方法】 下記の必要書類等を持参し、支部まで来所をお願いします。

【必要書類等】

- ①受講料 ②認印
- ③証明写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm以上、免許証準拠、6か月以内に写真機かスタジオで撮影)
- ※過去に東京土建で取得した修了証と統合したい場合は、お持ちの修了証のコピーもお持ちください。

【締め切り】 2026年10月30日（金）まで ※定員25名に達し次第締め切ります。

【受講日当日の注意点】

講習日当日は支部駐車場の利用ができません。公共交通機関を利用するか、近隣コインパーキングを利用してください。
近隣のコンビニなどに駐車すると罰金を科されます、ご注意ください。



申 込
お問合せ

東京土建三鷹武蔵野支部
三鷹市上連雀 7-33-8

Tel:0422-47-9101